

## ねんきんコーナー

## 年金機能強化法が

## 施行されました

平成26年4月1日より、年金機能強化法が施行されました。

そのうち、年金給付に関する改正事項を紹介します。



## ◆子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

国民年金に加入していた夫が亡くなった場合は、亡くなった夫によって生計を維持されていた「子のある妻」または、「子」に遺族基礎年金が支給されていきました。平成26年4月からは、国民年金に加入していた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになりました。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

## ◆未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

未支給年金（亡くなられた方が

受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取ることでできる遺族の範囲は、亡くなられた方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹」でした。

平成26年4月からは、これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等内の親族（甥、姪、おじ、おば、子の配偶者など）」まで広まりました。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

## ◆国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

国民年金の任意加入被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者や海外在住などで本人の申出により加入していた方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんでした。

平成26年4月からは、この未納期間が合算対象期間（年金の受取額には反映されません）として受給資格期間に算入されました。

## ◆繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

老齢基礎年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていきました。

平成26年4月からは、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されるようになりました。

## ◆障害基礎年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます

障害基礎年金を受けている方の障がい程度が増進した場合、その前の障がい状態の確認などから1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。

平成26年4月からは、省令に定められた障がいの程度が増進したことが明らかである場合には、1年を待たずに請求することができるようになりました。

## ◆さかのぼって障害者特例による支給を受けられます

これまで、障がいの状態（障害厚生年金の1級から3級に該当す

る障がいの程度）にある方が請求することにより、請求月の翌月から障害者特例（特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算）による支給がされていきました。

平成26年4月からは、すでに障害年金を受けている方が請求した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得したときにさかのぼって障害者特例による支給がされるようになりました。

## ◆年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要になります

年金受給者の方が所在不明となつて1カ月以上経過した場合、同一世帯の方は所在不明である旨の届出をする必要があります。

※届出後、生存の事実確認を行い、確認できない場合は年金の支払いが一時差し止めになります。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616